

いわて地産地消弁当の原材料等に関するガイドライン

(平成20年4月25日 流第40号 制定)

(平成29年4月17日 改正)

<p>認証 ガイドライン</p>	<p>1 使用する原料米及び原料雑穀は岩手県産であること。 2 そうざいの主な原材料は岩手県産であること。 (水産物にあつては岩手県内で水揚げされたもの) 3 岩手県内の工場生産されたものであること。 4 弁当名称に岩手の地域を連想される名称が付されていること。</p>										
<p>定義</p>	<p>この基準において、認証ガイドラインに掲げる用語の定義は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="343 622 528 804"> <p>弁当</p> </td> <td data-bbox="528 622 1425 804"> <p>主食又は主食と副食を容器包装又は器具に詰め、そのままで摂食できるようにしたもので、次に掲げるものをいう。 幕の内弁当等の〇〇弁当、おにぎり、かまめし、いなりずし、その他これに類する携帯のもの及び駅弁、仕出し弁当等。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 804 528 1032"> <p>そうざい</p> </td> <td data-bbox="528 804 1425 1032"> <p>通常、副食物として供される食品であつて、次に掲げるものをいう。 ① 煮物:煮しめ、甘露煮、湯煮、うま煮、煮豆等 ② 焼き物:いため物、串焼き、網焼き、ホイル焼、かば焼等 ③ 揚物:空揚、天ぷら、フライ等 / ④ 蒸し物:しゅうまい、茶わん蒸し等 ⑤ あえ物:胡麻あえ、サラダ等 / ⑥ 酢物:酢れんこん、たこの酢の物等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1032 528 1308"> <p>主な原材料は岩手県産であること</p> </td> <td data-bbox="528 1032 1425 1308"> <p>次のいずれかとする。 ① そうざいもしくは生鮮食品(以下「そうざい等」という。)のうち、全体に占める岩手県産の重量の割合が50%以上であること。 ② そうざい等の全体に占める重量の割合が大きい上位3品目が岩手県産であつて、かつ、全体に占める割合がそれぞれ5%以上であること。 なお、そうざい等には、米、雑穀及び調味料は含まない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1308 528 1451"> <p>生鮮食品</p> </td> <td data-bbox="528 1308 1425 1451"> <p>加工食品(加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)第2条に規定するものをいう。)以外の飲食料品として別表に掲げるものをいう。(野菜や果物などの農産物、肉や卵などの畜産物、魚や貝などの水産物で加工していないもの)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1451 528 1585"> <p>岩手の地域を連想される名称</p> </td> <td data-bbox="528 1451 1425 1585"> <p>実際にある地名もしくは歴史的事実等に基づくものであり、地産地消や食文化発信を推進することが期待される名称をいう。 (例示)平泉黄金弁当、岩手三陸恵み弁当、義経弁当</p> </td> </tr> </table>	<p>弁当</p>	<p>主食又は主食と副食を容器包装又は器具に詰め、そのままで摂食できるようにしたもので、次に掲げるものをいう。 幕の内弁当等の〇〇弁当、おにぎり、かまめし、いなりずし、その他これに類する携帯のもの及び駅弁、仕出し弁当等。</p>	<p>そうざい</p>	<p>通常、副食物として供される食品であつて、次に掲げるものをいう。 ① 煮物:煮しめ、甘露煮、湯煮、うま煮、煮豆等 ② 焼き物:いため物、串焼き、網焼き、ホイル焼、かば焼等 ③ 揚物:空揚、天ぷら、フライ等 / ④ 蒸し物:しゅうまい、茶わん蒸し等 ⑤ あえ物:胡麻あえ、サラダ等 / ⑥ 酢物:酢れんこん、たこの酢の物等</p>	<p>主な原材料は岩手県産であること</p>	<p>次のいずれかとする。 ① そうざいもしくは生鮮食品(以下「そうざい等」という。)のうち、全体に占める岩手県産の重量の割合が50%以上であること。 ② そうざい等の全体に占める重量の割合が大きい上位3品目が岩手県産であつて、かつ、全体に占める割合がそれぞれ5%以上であること。 なお、そうざい等には、米、雑穀及び調味料は含まない。</p>	<p>生鮮食品</p>	<p>加工食品(加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)第2条に規定するものをいう。)以外の飲食料品として別表に掲げるものをいう。(野菜や果物などの農産物、肉や卵などの畜産物、魚や貝などの水産物で加工していないもの)</p>	<p>岩手の地域を連想される名称</p>	<p>実際にある地名もしくは歴史的事実等に基づくものであり、地産地消や食文化発信を推進することが期待される名称をいう。 (例示)平泉黄金弁当、岩手三陸恵み弁当、義経弁当</p>
<p>弁当</p>	<p>主食又は主食と副食を容器包装又は器具に詰め、そのままで摂食できるようにしたもので、次に掲げるものをいう。 幕の内弁当等の〇〇弁当、おにぎり、かまめし、いなりずし、その他これに類する携帯のもの及び駅弁、仕出し弁当等。</p>										
<p>そうざい</p>	<p>通常、副食物として供される食品であつて、次に掲げるものをいう。 ① 煮物:煮しめ、甘露煮、湯煮、うま煮、煮豆等 ② 焼き物:いため物、串焼き、網焼き、ホイル焼、かば焼等 ③ 揚物:空揚、天ぷら、フライ等 / ④ 蒸し物:しゅうまい、茶わん蒸し等 ⑤ あえ物:胡麻あえ、サラダ等 / ⑥ 酢物:酢れんこん、たこの酢の物等</p>										
<p>主な原材料は岩手県産であること</p>	<p>次のいずれかとする。 ① そうざいもしくは生鮮食品(以下「そうざい等」という。)のうち、全体に占める岩手県産の重量の割合が50%以上であること。 ② そうざい等の全体に占める重量の割合が大きい上位3品目が岩手県産であつて、かつ、全体に占める割合がそれぞれ5%以上であること。 なお、そうざい等には、米、雑穀及び調味料は含まない。</p>										
<p>生鮮食品</p>	<p>加工食品(加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)第2条に規定するものをいう。)以外の飲食料品として別表に掲げるものをいう。(野菜や果物などの農産物、肉や卵などの畜産物、魚や貝などの水産物で加工していないもの)</p>										
<p>岩手の地域を連想される名称</p>	<p>実際にある地名もしくは歴史的事実等に基づくものであり、地産地消や食文化発信を推進することが期待される名称をいう。 (例示)平泉黄金弁当、岩手三陸恵み弁当、義経弁当</p>										

※参考 定義の基礎となった関係法令等

「弁当」…「弁当及びそうざいの衛生規範について」(昭和54年6月29日厚生省環境衛生局食品衛生課長通知)

「そうざい」…「弁当及びそうざいの衛生規範について」(昭和54年6月29日厚生省環境衛生局食品衛生課長通知)

「生鮮食品」…生鮮食品品質表示基準(農林水産省)